

悪臭問題を起こさないために 今できること



周辺からの苦情が出ないよう、日頃から悪臭を未然に防ぐ取り組みを行っていきましょう。

「悪臭」とは何でしょうか？

「悪臭」とは、人が感じる「いやなにおい」、「不快なにおい」の総称です。

一般的に、「いいにおい」と思われるにおいでも、強さ、頻度、時間によっては悪臭として感じられることがあります。また、においには個人差や嗜好性、慣れによる影響があります。このため、ある人には良いにおいと感じられても、他の人には悪臭に感じるということもあります。



悪臭防止法とは？

悪臭防止法は、事業活動に伴って悪臭を発生している工場や事業所に対して必要な規制を行うとともに悪臭防止対策を推進させることにより、住民の生活環境を保全することを目的として昭和46年に制定された法律です。

規制地域(注1)内のすべての工場・事業所には、特定悪臭物質(注2)の濃度または臭気指数(注3)による規制が行われ



ており、事業者は当該地域における規制基準を順守する必要があります。

(注1) 規制地域

規制地域は都道府県知事（市の区域については市長）、政令指定都市、中核市、特例市及び特別区の長が決定。

(注2) 特定悪臭物質

悪臭公害の主要な原因となっている物質として22物質が指定されています。

- ・アンモニア・・・し尿のようなにおい
- ・硫化水素・・・腐った卵のようなにおいなど。

(注3) 臭気指数

人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化したものです。具体的には、試料を臭気を感じられなくなるまで無臭空气中で希釈したときの希釈倍率の対数値に10を乗じた値です。

どのように測定する？

工場や事業所の敷地境界線及び排出口で採取したガスや排出水を分析室に持ち帰り、特定悪臭物質はガスクロマトグラフなどの機器を用いて、臭気指数は臭気判定士が希釈した試料をパネルに実際に嗅いでもらうことにより算出します。なお弊社は、におい・かおり環境協会より第2種臭気測定認定事業所（嗅覚測定法が適切に行える機関）として認定されています。

弊社のできること。

ひとたび悪臭の苦情が発生すると、事業者は何かの対策が求められます。対策を講じない場合、改善勧告・改善命令が出され、懲役や罰金が科せられることもあります。

まずは悪臭測定を実施して現状を把握し、においがある場合はその原因の究明、改善対策を検討・実施することで悪臭問題を未然に防止できます。

分析のご相談、ご用命は

株式会社環境総合リサーチは株式会社建設技術研究所（CTI）グループの一員です。



株式会社
環境総合リサーチ
Environmental Research & Solutions Co., Ltd.

e-mail : contact@ctiers.co.jp URL : <https://www.ctiers.co.jp/>

本社・けいはんな事業所：〒619-0237 京都府相楽郡精華町光台二丁目3番9
Tel.0774-41-0200 Fax.0774-95-6510
中部事業所：〒444-0012 愛知県岡崎市栄町4丁目1番地
Tel.0564-21-0062 Fax.0564-65-5277
東京事業所：〒135-0016 東京都江東区東陽6丁目5-6
Tel.03-6666-0570 Fax.03-6666-0571